

## <鬼怒川大水害訴訟の概要>

2015年9月の関東東北豪雨で、10日早朝(6時頃)に若宮戸地区(利根川合流地点から25km付近)から溢水、10日12時50分に上三坂地区(利根川合流地点から21km付近)で越水から堤防が決壊。洪水発生の中の二つの地区ともに国の河川管理に責任がある『鬼怒川大水害は人災』と提訴したものです。

### 鬼怒川大水害訴訟の ⑧上三坂地区の判決は、現実と架空の世界を混同して下した世紀の誤審

国の責任の有無を『大東水害最高裁判決』に基づき判断することとなった訴訟の争点は次の通り。

- ①-1 若宮戸地区の砂丘林を河川区域に指定しなかったことが国の河川管理の責任に当たるか否か。
- ①-2 若宮戸地区(無堤防地区)は、溢水までに堤防整備をしなかった改修計画が格別不合理か否か。
- ② 上三坂地区(堤防高が低い)が、決壊までに堤防整備をしなかった改修計画が格別不合理か否か。
- ③ 東京高裁ではもう一つ追加され、一審被告が賠償すべき損害の範囲はどこまでか。

国交省は堤防整備の順番を表した事業再評価は、目的を異にした費用対効果を目的に作成された資料で実際の河川の改修計画では無いと主張し続けた。費用対効果の算出には【スライドダウン評価】して事業再評価するが、そのスライドダウン評価を含めた改修計画(②)を、裁判官が合理的な改修計画と勘違いし、一審・二審とも②は国に責任無いと間違った判決を下した。①-1は砂丘林が削られたことは河川の安全性が失われ危険になったことで一審・二審ともに国の責任を認めた。よって①-2は判断するまでもない(国の責任が既にきまっているから)。③は賠償金の一部を70%に減額する判決を下した。

裁判の経緯と問題点は以下の通りです。

- ① 被害者は水害発生の原因は『国の河川管理に責任がある』ことから提訴。国の責任は次の二つ
  - ① 若宮戸地区の『堤防の役割を果たしていた砂丘林を掘削され無堤防になり洪水』になった国の責任。
  - ② 上三坂地区は『堤防の高さが一番低い場所の整備が後回しになり破堤し洪水』になった国の責任。

- ② 裁判の中で『国の河川管理の責任は、大東水害最高裁判決』にて判断することに原告・被告合意。

- ③ 『大東水害最高裁判決』は国に有利、住民には不利な判決。判決が出た後の41年間、住民勝訴は無い。判決内容で【改修計画に基づき改修中の河川は、この改修計画が特に不合理でなければ、未改修の箇所から洪水になっても国に責任は無い】が不利な事。ただし【状況が変わり水害の発生の危険性が生じて、早期に工事が必要にならなければ】との条件もあるが、過去の裁判で認められたことは無い。

- ④ 大東判決にある【改修計画】は、法律(河川法)で記載されている河川の整備は「河川整備基本方針」と「河川整備計画」。しかし、この二つ(方針と計画)には具体的な河川整備の場所と時期(順番)が書かれていないので、国の責任の有無を判断する内容が無い。一方で【状況が変わり水害の危険性生じ、早期の工事が必要…】に関しても具体的な場所と順番の計画が無いので責任の有無を判断できない。

- ⑤ 河川改修事業に関しては一定期間経過後、事業再評価を実施しており、この中に「当面7年間の整備」と「概ね20～30年の整備」が示されております。これが【改修計画】がどうかで争いになりました。上三坂地区の整備は「概ね20～30年の整備」、若宮戸地区の整備は「～30年の整備」にもなかつた。

- |  |   |
|--|---|
| ⑥ 原告側：事業再評価は【改修計画】で、この改修計画は不合理であると主張した。上三坂・若宮戸地区の整備は緊急を要す。 | ⑦ 被告側：事業再評価は【改修計画では無い】。評価対象事業のコスト削減、予算見直し、事業の即効性、透明性の評価で、河川整備計画とは法的性質を異にするもの。 |
|--|---|

- ⑧ 事業再評価の整備(当面7年、概ね20～30年)は費用対効果算出を目的としたスライドダウン評価(堤防の幅が狭いと高さを低く評価する)による堤防高における治水安全度によるものと分かった。

- ⑨ スライドダウンに基づく安全度評価は堤防整備の計画及び施工を判断できない。堤防整備は現実の堤防の高さと流下能力に基づき判断するもの。堤防の質を幅で評価することが間違い。

⑩ 鬼怒川は改修計画に基づき改修中の河川で、上三坂地区は単なる改修遅れで国に責任は無い。若宮戸地区の砂丘林は、堤防の役割を果たしていないから河川区域に指定できない。また、若宮戸地区も単なる改修遅れで国に責任は無い。

⑪ 上三坂地区は1kmの間で堤防の高さが最も低く、決壊の可能性が最も高い場所。早期の改修が必要だった。若宮戸地区は河川区域に指定し掘削を防ぐべきだった。もし国の主張のように堤防の役目を果たしていないなら即、新たな堤防を作るべきだった。

⑫ 地裁判決は、若宮戸地区の住民に賠償金の支払いを国に命じた。  
A 若宮戸地区の砂丘林は堤防の役割を果たしていることを認め、掘削により河川の安全性が失われたことは国の責任。改修計画における国の責任を検討するまでもない。  
B 上三坂地区からの洪水は国の改修計画に不合理は認められず、国に責任は無い。  
C 賠償の範囲は、若宮戸地区の住民のみで、上三坂地区より下流部の水海道地区の住民に対しては若宮戸からの洪水の影響が証明されてないので支払いの対象外。

⑬ スライドダウンに基づく安全度評価は費用対効果の算出には使えても、改修の順番には使用できない。上三坂地区は水害発生のもっとも危険な場所で、早期に改修しなかったことは国の河川管理の責任。又、若宮戸地区からの洪水は水海道地にも来ている。賠償要。

⑭ 若宮戸地区の砂丘林は、堤防の役割を果たしていないから河川区域に指定できない。単なる改修遅れで国に責任は無い。賠償額も領収書が無いなど、支払った内容の確認が分からない。見直し要。

⑮ 一審原告が『水害は現実の世界で起きている』。スライドダウン評価は『架空の世界の話で、絶対に水害は発生しない』。現実の河川改修の順番には使えず、【現状堤防の高さが低い場所から改修する事が水害を防ぐ】と、判決の間違いを法廷で直接訴えた。

⑯ 高裁判決は、若宮戸地区の住民に地裁の賠償金額を減額し国に支払いを命じた。  
A 若宮戸地区からの洪水は地裁判決通り。国に責任有り。  
B 上三坂地区からの洪水は地裁判決通り。国に責任無し。  
C 賠償の範囲は地裁判決を修正。支払い金額の一部は地裁での金額の70%が相当と減額。

⑰ 上告。上告状兼上告受理申立書提出

⑱ 上告。上告受理申立書提出

⑲ 上告受理申立理由書提出

⑳ 上告受理申立理由書提出